

募 集 要 項

(日本語学科)



瓶井学園日本語学校 京都校

一. 募集コース

コース	対 象	入学 時期	授業科目	授業時間	総合学習 時 間
1年 進学	修了後、専門学校・大学・大学院等への進学を希望する日本語能力試験N1又はN2資格取得者又は同等レベル以上の学生を対象とします。	4月	①日本語 (日本事情を含む)	5日/週(月～金) 5時間/日 合計25時間/週	合計 900時間
2年 進学	日本語を基礎から学び、2年修了後、専門学校・大学・大学院等への進学を希望する学生を対象とします。		②日本留学試験科目 (無料・自由選択) 文系希望者： 数学Ⅰ、総合科目 理系希望者： 数学Ⅱ、理科(物理、 化学、生物から 2科目を選択)	*日本語の授業は午前と午後の二部制で行います。入学後クラス分けテストで決めます。	合計 1800時間
1.5年 進学	修了後、専門学校・大学・大学院への進学を希望する学生を対象とします。	10月	③英語 (無料・自由選択)	*日本留学試験科目及び英語の授業時間は授業開始時に連絡します。	合計 1350時間

二. 入学資格

1. 日本国以外の国で12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了した方で、入学年度で満18歳以上の方。(修了して5年を超えていない方が望ましい)
2. 本校において、上記1項と同等であると認められた方。
3. 強い勉強意欲を持ち、明確な目標を持っている方。
4. 日本語能力試験N5相当以上の日本語能力を有する方。
5. 家族の経済状況がよく、留学経費を提供する余裕がある方が望ましい。

三. 選考方法

書類審査及び現地試験(日本語、数学、英語の筆記試験)と面接の結果で選考します。但し、書類審査の結果により、筆記試験、面接を免除、またはインターネット面接する場合があります。(現地試験と面接の日程は本校から申請者本人又は代理人に連絡します。)

四. 出願手続

1. 出願期間

- 4月入学の場合 : 前年の8月1日～11月10日
10月入学の場合 : 同年の2月1日～5月10日

2. 出願書類

	出願書類	提出時の注意事項
申請者本人の書類	入学願書	学校指定用紙 * 学校名・卒業日・職場住所等は必ず証明書等の原本と一致すること * 小学校満5歳以下、又は8歳以上で入学した場合、その小学校の証明書が必要
	日本に留学する理由	学校指定用紙 * 日本語を学ぶ理由及び日本語教育機関卒業後の進路について具体的に記載したものを提出してください。 * 最終学校卒業後5年以上経過している場合、日本語を学習する目的、進学先または帰国後の計画等を具体的に記入してください。
	再申請理由書及び関する証明資料	(該当者のみ)
	誓約書	学校指定用紙 * 申請者本人の直筆の署名
	最終学歴の卒業証明書	最終卒業学校の卒業証書原本、又は卒業証明書原本
	最終学歴の成績証明書	最終卒業学校の成績表原本 (入学から卒業までの成績)
	在学証明書・卒業見込み書	(該当者のみ) 原本
	在職証明書・退職証明書・収入証明書	(該当者のみ) 原本
	日本語能力を有することを証明する資料	日本語能力試験N5以上の合格証および成績表の原本 ①BJTビジネス日本語能力テスト・JLRT読読解テスト(筆記テスト) 300点以上 ②J-TES T日本語検定 F級以上またはEFレベル250点以上 ③NAT-TES T 5級以上 ④標準ビジネス日本語テスト350点以上 ⑤TOP J実用日本語運用能力試験 初級A以上 ⑥J-cer t生活・職能日本語検定 準中級以上 合格していない場合は、日本語学習証明書の原本(教育機関の住所、連絡先、具体的な学習期間、週の学習時間、現在までの既習時間が明記されたもの)
	写真(4cm×3cm)	6枚(最近3ヶ月以内に撮影したもの・正面・無帽・無背景)
旅券	(既得者のみ) 顔写真ページ及び日本出入国手続きページのコピー 未取得者はできるだけ早く申請し、取得してください。	
認証書(中国とベトナム申請者のみ)	(中国の場合) ①普通高校卒業の場合は、大学入試統一試験成績の認証書 ②大学・短大・職業高校卒業の場合は、学歴(卒業証書)認証書 申込先: 中国学位与研究生教育发展中心 www.cdgd.c.edu.cn (ベトナムの場合) ①最終学歴の認証書 * 認証書原本は必ず認証中心から直接本校まで郵送されること (学生本人から送られたものは無効)	
支弁者の書類	経費支弁書	学校指定用紙 * 経費支弁経緯・支弁方法等について、具体的に記入すること * 経費支弁者が日本在住の場合、ページ3の⑥を参考してください。
	職業に関する証明書(在職証明書等)	勤務先の正式社名・住所・電話が記載された用紙で発行された原本。支弁者が会社役員(社長・法人代表者)の場合は、「法人登記簿謄本」のコピー、個人経営者の場合は、「営業許可書」のコピーが必要 (ベトナムの場合) 経営登録番号及び納税コードが記載されたものを提出してください。 自営業者については、経費支弁者が作成した書類に人民委員会の認証があるもの及び、経営登録許可書。
	収入・納税証明書	勤務先の正式社名・住所・電話が記載された用紙で発行し、3年間分の収入及び個人所得税額が記入された原本。 支弁者が個人経営の場合は、税務機関が発行した3年間分の「納税証明書」 (ベトナムの場合) 納税証明書(納税コードおよび納税事実が明らかになる資料)を提出してください。 免税等を受けている場合は、免税などの根拠法令を明らかにした説明書を提出してください。 * 経費支弁者が日本在住の場合、役所が発行した「納税証明書」の原本。ページ3の⑥を参考してください。
	預金残高証明書	①預金残高証明書(300万円相当の金額があるもの)の原本 ②預金通帳のコピー (中国の場合) 存款証明書と併せて存単証明書も提出。 (中国、ベトナム以外の場合) 出入金明細書を提出。 (ネパールの場合) 銀行の取引明細書を提出。
	資金形成経緯を明らかにする資料	出入金明細書、預金通帳等、資金形成経緯が分かる資料を提出してください。
	経費支弁者と申請人との関係を立証する資料	(ベトナム・ネパール・インドネシア・スリランカの場合) ①出生証明書 ②身分証明書 (中国の場合) ①親族関係公証書 (その他の国の場合) お問い合わせください。
家族構成を証明する資料	(支弁者が親の場合) 申請人家族の分のみ (支弁者が親ではない場合) 申請人家族と支弁者家族の分 (ベトナム・ネパール・インドネシア・スリランカの場合) ①戸籍簿 (中国の場合) ①戸口簿 (台湾の場合) ①戸籍登録証明書 (その他の国の場合) お問い合わせください。	

3. 出願方法

申込期間内に必要書類を申請者本人、又は代理人から本校まで直接に提出、又は郵送してください。

4. 出願書類に関する注意事項

- ①願書、留学理由書及び経費支弁書等の書類は、本人自筆、またはタイプで記入してから、署名してください。
- ②日本語以外で発行した証明書等には、全て日本語の翻訳文を添付して、提出してください。訳文に翻訳者の職業と氏名を記入してください。
- ③出願書類については、4月生は前年9月1日以降、10月生は同年3月1日以降作成されたものを提出してください。修正液の使用及び訂正は不可です。（上から書き直した書類は全て無効になります）。
- ④コピーで提出すべき書類の場合は、必ずA4サイズの紙でコピー（縮小可）してください。
- ⑤過去に「在留資格認定証明書の交付申請」を行ったことがある場合は、必ず事前に申し出てください。
- ⑥出願書類について、後日虚偽の事実が発見された場合は、直ちに入学資格を取消します。
- ⑦出願書類に不備があると（書類不足、記載事項の記入、捺印漏れ等）、出願の受付ができませんので、注意してください。
- ⑧支弁者が日本国内に在住の場合、または在日世話人が手続きされる場合は、事前に相談の上、必ず下記の書類を持参して直接本校の窓口に出願してください。
 - (1)経費支弁者（本校指定用紙）
 - (2)在職証明書（会社の役員の場合は、会社の登記簿謄本が必要）
 - (3)納税証明書（役所が発行した所得金額も明記されたもの）
 - (4)預金残高証明書
 - (5)預金通帳のコピー
 - (6)住民票（同一世帯全員が記載されているもの）
※在日外国人の場合は、「在留カード」の写しも必要です。
 - (7)申請者との関係を立証するもの（本国の戸籍・住民登録・親族関係公証書等）
- ⑨必要に応じ「その他参考となるべき資料」を求める場合があります。
- ⑩入国管理局の審査後、卒業証書等の原本以外、書類の返却をしませんので、返却を希望する場合は、出願時に申し出てください。
- ⑪経費支弁者は申請者の在籍期間中の学費・生活費など、又進学や一身上の諸問題等にも一切の責任を負うものとします。
※経費支弁者が日本在住の場合
原則として関西近郊に住み、収入が安定している独立生計者であることが好ましい。

五. 学費

項 目	金 額	納付期限
選考料	20,000円	在留資格認定証明書交付後、 本校が指定した期間内に納付
入学金	60,000円	
年間授業料	660,000円	
教材費（1年）	20,000円	
校外活動費（1年）	20,000円	
学生厚生費（1年） *注1	16,000円	
初年度の費用合計	796,000円	

* 入国時の関西空港出迎え費用は別途必要

* 卒業時の卒業パーティー・卒業アルバムの費用は別途必要

* 銀行の振込手数料は、振込される方でご負担をお願いいたします。

* 注 1 :

学生厚生費（保険料12,300円、健康管理料3,700円）には、災害傷害総合補償保険料が含まれています。

この保険は、留学生が安心して留学生活を送るための保険です。万一事故に遭ったり、怪我したりした時、又誤って他人を怪我させたり、物を壊したりした時に補償する保険です。下記の補償金が支払われます。

①事故や病気等で治療する時（歯の治療以外）、かかった治療費が支払われます。この保険と学生が個人で別途加入する「国民健康保険」と合わせると、学生が負担する医療費はゼロになります。

②誤って、自転車（自動車、バイクを除く）で他人の物を壊したり、他人を怪我させたりした時、その賠償・治療費用が支払われます。

③入院等で本国から親族が駆けつける時の渡航費用等の費用が支払われます。また、大怪我や大病などで本国へ移送される時の移送費用等が支払われます。

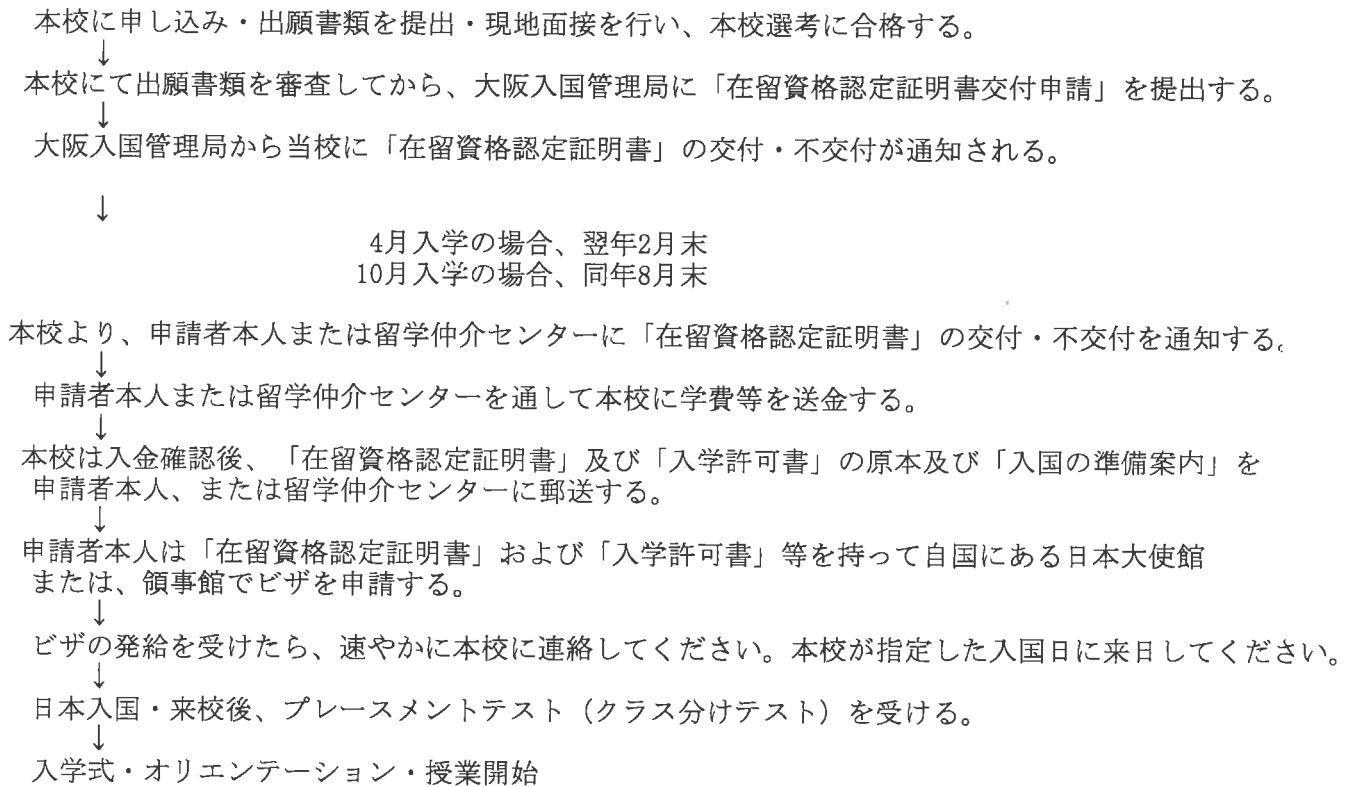
但し、それぞれの保険金に対して、免責事項があります。

「国民健康保険」

日本で1年以上滞在する外国人は加入する義務があります。加入者の医療費の70%は保険で支払われ、30%が個人負担になります。留学生の場合、1年間の保険料は約22,000円です。

本人が入学後、区役所で加入手続きをします。

六. 出願から入学までの流れ



七. その他

1. 日本での生活費

- ①学費以外の平均的な生活費として（寮費含む）、1ヶ月約80,000円が必要です。
- ②アルバイトの収入で生活費を全て賄うことは学業との両立が困難ですので、十分な資金準備が望まれます。
- ③来日時、半年間の寮費及び入寮時の事務手数料（入寮者のみ）等約25万円を持参してください。
- ④半年分の生活費として、約50万円を持参してください。

2. アルバイト

「留学」という在留資格は、原則的にアルバイトすることが禁止されている資格です。したがって、留学生が学習の余暇を利用して、アルバイトをする場合には入国管理局の「資格外活動許可」が必要です。許可された後、週28時間以内のアルバイトが可能です。（参考：アルバイト収入は1か月約10万円）
（ただし、夏期休暇、冬期休暇、春期休暇は一日8時間アルバイトができます。）

3. 住居

- ①安心して、学習に励むため、本校は学生寮を提供します。学生寮に入寮する場合は、最低半年間住むことを原則とします。入寮後半年以内に退寮する場合は、寮費の返金はありません。
- ②学生寮の費用（入寮手続き時、半年分の家賃の納入と事務手数料が必要です。）
- ③在日家族、親戚と住む予定がある場合は、事前に申し出てください。同居予定者の面談と家庭訪問する場合があります。同居者は同時に身元保証人の書類を提出することになります。

寮名及びタイプ	1人1ヶ月の家賃	概 要
学生寮（女子寮）	15,000円／1人	<ul style="list-style-type: none">・1部屋4人 または1部屋3人・水道料金、共益費含む・キッチン、冷蔵庫、トイレ、シャワー、洗濯機は共用・インターネット費含む・電気、ガス料金は居住者実費負担